

# 息子さんや娘さん、お孫さんに 農業を継いでもらいたいとお考えの皆様へ



親元就農への支援はあるのか？  
子どもと話しをするキッカケがない…。  
経営継承の手順はどうすればいい？

様々な支援制度があります。  
まずはお気軽にご相談ください！



## 就農についての相談

県内・県外で相談会やセミナーを実施中！

- 地域の相談窓口(市町村、JA、農業振興センター)
- 就農相談会(県内)

東京、大阪でも就農相談を受け付けています。  
詳しくはHPへ！

相談会名	日時	場所
ウィークエンド就農相談	毎月第3土曜日 10:00~15:00	オーテピア高知図書館
アフターファイブ就農相談	毎月第1金曜日 17:30~19:30	オンライン(電話相談も可)
こうちで就農相談会	1/24(日) 10:00~15:00	イオンモール高知

【申込み・問い合わせ先】 高知県農業経営・就農支援センター(高知県農業会議)  
TEL:088-824-8555  
Mail: 39syuunousoudan@nca.or.jp

申込はこちら→  
(農業会議HP)



## 経営継承についての相談

専門家によるアドバイスが受けられます！

農業経営継承コンシェルジュが、経営を継承する際に発生する税務や相続に関する手続き、法人化のメリットなどについて相談をお受けします。

また、課題に応じて専門家(税理士や司法書士など)のアドバイスや支援を受けられます。

【問い合わせ先】高知県農業経営・就農支援センター(高知県農業会議) TEL:088-824-8555  
地域の農業振興センター

### ◎ 体験する

#### 「こうちアグリ体験合宿」

1泊2日の体験型短期研修。  
農業機械の操作や農作業を  
実際に体験できます。

こうちアグリ体験合宿	
会場:	農業担い手育成センター(四万十町)
定員:	各15人 受講料:1,040円
第1回	5/22(金)-5/23(土)
第2回	6/20(土)-6/21(日) ※第2回は女性向け
第3回	11/13(金)-11/14(土)
第4回	令和9年1/23(土)-1/24(日)
第5回	令和9年3/5(金)-3/6(土)

### ◎ 働きながら学ぶ

#### 「どこでも学べる農業入門講座 (オンデマンド形式)」

高知県の農業の特徴や強み、  
農業経営の基礎を学べます。



【申込み・問い合わせ先】高知県立農業担い手育成センター TEL:0880-24-0007

申込はこちら→  
(育成センターHP)

## 後継者の就農を支援する補助事業など

### 技術・知識習得(研修)の支援

#### ① 地域の農家の元で研修を受ける

- 就農準備資金(国)+新規参入者支援事業(県)

資金助成: 最大195万円/年 ※34歳以下は225万円/年

研修期間: 1年以上2年以下

【就農後の要件】

親元就農してから5年以内に次のいずれかを行うこと

- ① 経営継承(代替わり)する
- ② 親から独立して経営を開始する

※要件: ・就農時に49歳以下 ・農業担い手育成センター等で基礎研修を受講すること  
・前年の世帯所得が600万円以下 ・研修終了後1年以内に就農すること  
・研修先の農家は三親等以内の親族でないこと

# 技術・知識習得（研修）の支援

## ② 農業担い手育成センター等で研修を受ける

### ○後継者就農促進事業(研修支援区分)(県)

資金助成：10万円 / 月

研修期間：3ヶ月以上1年以下

※研修機関での研修期間中のみ交付

※要件：・申請時に49歳以下  
・前年の世帯所得が600万円以下  
・①の就農準備資金の交付要件を満たさない方  
・研修機関から修了証書の交付を受けること  
・研修終了後1年以内に就農すること  
など

親元就農・独立就農・経営継承  
いずれの場合も支援！

## 独立就農または経営継承する際の支援

### ③ 経営初期の資金の助成

夫婦で就農する場合は、ア、イともに1.5倍を助成

#### ア 経営開始資金(国)

資金助成：165万円 / 年

支援期間：最長3年間

※要件：就農時に49歳以下  
・前年の世帯所得が600万円以下  
・認定新規就農者である  
・親元就農後5年以内に経営継承または独立就農した方  
など

【就農後の要件】

発展的な取組を行い、新規参入者と同等のリスクを負っていること  
⇒三親等以内の親族とは別の品目で経営、経営の多角化、  
新技術の導入、新規市場の開拓など

#### イ 後継者就農促進事業(経営開始支援区分)(県)

資金助成：120万円 / 年

支援期間：最長2年間

※要件：・経営開始時に49歳以下  
・前年の世帯所得が600万円以下  
・認定新規就農者である  
・経営開始2年目以内である者  
・親元就農後5年以内に経営継承または独立就農した方  
・アの経営開始資金の交付要件を満たさない方  
など

【就農後の要件】

規模拡大を目指し、県が推進する新技術等の取り組みを行うこと  
⇒環境制御技術、IoP、IPM、新たな栽培技術、新品種など

親族と同じ品目でもOK！

### ④ 機械・施設等の導入の助成

#### ア 経営発展支援事業(国)

補助対象事業費上限額：500万円※1～1,000万円

補助率：国1/2、県1/4、自己負担(融資)1/4

※1 経営開始資金及び後継者就農促進事業(経営開始支援区分)の  
交付対象者は、補助上限額500万円

※要件：・就農時に49歳以下  
・認定新規就農者である  
・R7またはR8年度に経営開始した方  
・親元就農後5年以内に経営継承  
または独立就農した方  
・継承する農業経営を発展させる  
取り組みを行うこと  
など

親と同じ品目でもOK！所得制限なし！

#### イ 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠(国)

既存の機械・施設等の修繕・移設・撤去にかかる経費や、※要件

法人化等にかかる専門家活用などの取組を支援

補助対象事業費上限額：1,200万円～1,800万円※2

補助率：国1/3、県1/6、市町村1/6(任意)、自己負担(融資)1/3～1/2

※2 取組内容によって補助上限額が変動

※3 経営開始資金及び後継者就農促進事業(経営開始支援区分)との併用は不可

※要件：・就農時に49歳以下  
・認定新規就農者または認定農業者である  
・R5年度以降に経営開始した方  
・継承する農業経営を発展させる  
など

#### ウ 中山間地域就農支援事業(県)

R8年度設立

50歳以上でもOK！

補助上限額：200万円以内

※要件：・就農時に64歳以下  
・R7またはR8年度に経営開始した方  
・経営農地が地域振興立法5法の対象地域であること  
・農業所得150万円以上に農業外所得を併せて250万円以上の計画を作成すること  
・認定新規就農者を対象とした事業の要件に該当しない方

### 【問合わせ先】

相談や体験について：各機関にご相談ください

各種補助事業について：お住まいの市町村の農業担当課、地域の農業振興センターまで

【このチラシ全体にかかる問合わせ先】

高知県農業担い手支援課 TEL:088-821-4512

このチラシの  
デジタル版はこちら

